

周南市介護職員等就労支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護人材の定着及び介護保険サービスを安定的に提供できる体制を構築することを目的として、周南市内の介護サービス事業所に介護職員等として新たに就業した者に対し、予算の範囲内で支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による介護事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護サービス事業所に勤務し、介護に関する業務に直接的に従事する者、並びに介護支援専門員及び主任介護支援専門員をいう。
- (3) 正規職員 新たに市内の介護サービス事業所と労働契約を結んだ者であつて、雇用期間の定めのないもの又は継続して雇用する前提で試用期間等を定めているものをいう。
- (4) 非常勤職員 1週間につき20時間以上又は1月につき80時間以上勤務する勤務形態（常勤に該当する者を除く。）により、継続した勤務を行う者をいう。

(交付対象者及び交付額)

第3条 支援金の交付の対象となる者及び交付額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、周南市介護職員等就労支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に別表第1に掲げる提出書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼請求書の提出期限は、毎年3月31日とする。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査しその適否を決定し、周南市介護職員等就労支援金交付決定通知書（別記様式第2号）又は周南市介護職員等就労支援金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による申請をもって、支援金の請求があったものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の申請に関し、偽りその他の不正の行為があったとき。

(2) 交付決定者が、別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、交付決定者に対して当該支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。この場合において、交付決定者は、遅延なくこれを市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による支援金の交付決定の取消しにより交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

交付対象者	交付要件	交付額	提出書類
<p>介護サービス事業所に新たに介護職員等として就業した次に掲げる者</p> <p>(1) 介護福祉士</p> <p>(2) 介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー2級修了者を含む。）</p> <p>(3) 介護福祉士実務者研修修了者（ホームヘルパー1級修了者及び介護職員基礎研修修了者を含む。）</p> <p>(4) 介護支援専門員</p> <p>(5) 主任介護支援専門員</p>	<p>次の要件を全て満たす者であること。ただし、同一系列法人内の異動者でない者に限る。</p> <p>(1) 4月1日から3月31日までに周南市内のいずれかの介護サービス事業所に新たに介護職員等として就業し、1年以上継続して就労する意思がある者</p> <p>(2) 就職した日から起算して1年以内に市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務した経歴がない者</p> <p>(3) 周南市税の滞納がないこと。</p>	<p>支援金として次のいずれかを支給する。なお、交付回数は、1人につき1回を限度とする。</p> <p>(1) 正規職員 10万円</p> <p>(2) 非常勤職員 5万円</p>	<p>(1) 介護サービス事業所が発行する就業証明書（別記様式第4号）</p> <p>(2) 周南市税の滞納が無いことの証明書</p> <p>(3) 本人確認書類（運転免許証等の写し）</p> <p>(4) 介護職員等の資格等を証明する書類の写し</p> <p>(5) 誓約書及び照会承諾書（別記様式第5号）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団員（周南市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 暴力団員がその事業活動を支配している介護サービス事業所に勤務している場合であって、交付決定者が当該事実を知り、又は通常知り得たと認められるとき。
- 4 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の従事者として使用している介護サービス事業所に勤務している場合であって、交付決定者が当該事実を知り、又は通常知り得たと認められるとき。
- 5 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している介護サービス事業所に勤務している場合であって、交付決定者が当該事実を知り、又は通常知り得たと認められるとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。